令和７年（ヒ）第３０１８号

大阪市北区天神橋２丁目北１番21号
清算株式会社　株式会社三亜トレーディング
代表清算人　尾島　史賢

1　決定年月日　令和７年６月25日

2　主文　本件協定を認可する。

協定

1　協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その残債務を全部免除する。

2　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権者に対し、協定債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

小規模個人再生による再生手続開始